

## 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止に関する指針

ケ ア ハ ウ ス ファミリーケア城南  
指定特定施設入居者生活介護事業所 ファミリーケア城南

## 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止に関する指針

### 1. 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止の基本的考え方

当事業所は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、こうした高齢者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければなりません。

このような前提に立って事業所では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には迅速で適切な対応に努める必要があります。

事業所の感染症・食中毒の予防及びまん延の防止に取り組むにあたっての基本理念を理解し、事業所全体でこのことに取り組みます。

### 2. 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止の基本的方針

#### (1) 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止の体制

感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のために、担当者を定め、委員会を設置する等事業所全体で取り組みます。

#### (2) 平常時の対応

##### ① 事業所内の衛生管理

当事業所では、感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のため、事業所内の衛生保持に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃・消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

##### ② 介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用します。

また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。

入居者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、入居者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

##### ③ 外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止を図ります。

#### (3) 発生時の対応

万一、感染症・食中毒が発生した場合は、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

##### ① 「発生時状況の把握」

##### ② 「まん延防止のための措置」

##### ③ 「有症者への対応」

- ④ 「関係機関との連携」
- ⑤ 「行政への報告」

管理者の指示のもと、次のような場合は、看護職員又は生活相談員が迅速に石川県及び金沢市の主管部局に報告するとともに、金沢市保健所への報告を行い、発生時対応等の指示を仰ぎます。

- ・ 石川県長寿社会課 TEL 076-225-1416
- ・ 金沢市介護保険課 TEL 076-220-2264
- ・ 金沢市保健所 TEL 076-234-5102

※ 報告書式は、各行政機関の指定様式とします。

<報告が必要な場合>

- ア) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらが疑われる者が10名以上又は全入居者の半数以上発生した場合
- ウ) 上記、ア) 及びイ) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に事業所長が報告を必要と認めた場合

※ イ) については、同一の感染症などによる患者等が、ある時点において10名以上又は全入居者の半数以上発生した場合であって、最初の入居者等が発生してからの累積の人数ではないことに注意。

<報告する内容>

- ア) 感染症又は食中毒が疑われる入居者の人数
- イ) 感染症又は食中毒が疑われる症状
- ウ) 上記の入居者への対応や事業所における対応状況等

### 3. 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止に関する体制

当事業所では、感染症・食中毒の予防に向けて感染症対策委員会を設置します。

#### (1) 設置目的

感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討することを目的とします。

#### (2) 感染症対策担当責任者

この委員会の対策担当責任者は管理者とします。

#### (3) 感染症対策委員会の構成員

- ア) 管理者
- イ) 看護職員
- ウ) 生活相談員
- エ) 計画作成担当者

- オ) 機能訓練指導員
- カ) 管理栄養士
- (4) 感染症対策委員会の開催
  - 毎月1回定期的に開催します。
  - 必要時には、随時開催します。
- (5) 感染症対策委員会の主な役割
  - ア) 感染症予防対策及び発生時の対応の立案
  - イ) 各指針・感染防止対策マニュアル等の作成
  - ウ) 発生時における事業所内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
  - エ) 入居者・職員の健康状態の把握と対応策
  - オ) 新規入居者の感染症の既往の把握と対応策
  - カ) 委託業者への感染症・食中毒及びまん延の防止に関する指針の周知徹底
  - キ) 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施（年2回以上）
  - ク) 各部署での感染症対策実施状況の把握と評価
  - ケ) 感染症予防対策及びまん延の防止に必要な物品の確保と補充
- (6) 職員の健康管理
  - ア) 直接介護に携わり深夜業務に従事する職員は年2回、他職員は年1回の健康診断を実施。インフルエンザの予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行います。
  - イ) 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治まで適切な処置を講じます。

#### 4. 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止における各職種の役割

事業所内において、感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

(管理者)

- 1) 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止体制の総括責任
- 2) 感染症発生時の行政報告への指示
- 3) 各協力病院との連携を図る

(看護職員)

- 1) 入居者主治医、協力病院との連携を図る
- 2) ケアの基本手順の教育と周知徹底
- 3) 衛生管理、安全管理の指導
- 4) 外来者への指導

- 5) 予防対策への啓発活動
- 6) 早期発見、早期予防の取り組み
- 7) 経過記録の整備
- 8) 職員への教育
- 9) 行政への報告

(計画作成担当者／生活相談員)

- 1) 入居者主治医、看護職員と連携を図り、予防、まん延防止対策を強化
- 2) 緊急時連絡体制の整備（行政機関、事業所内、家族）
- 3) 発生時及びまん延防止の対応と指示
- 4) 経過記録の整備
- 5) 居宅・家族への連絡、対応
- 6) 行政への報告

(管理栄養士)

- 1) 食品管理、衛生管理の指導
- 2) 職員及び委託業者等に対する食中毒予防の教育、指導の徹底
- 3) 入居者主治医、看護職員の指示による入居者の状態に応じた食事の提供
- 4) 事故発生後の各関係機関等への対応
- 5) 経過記録の整備

(介護職員)

- 1) 各マニュアルに沿ったケアの確立
- 2) 生活相談員、看護職員、管理栄養士との連携
- 3) 入居者の状態把握
- 4) 衛生管理の徹底
- 5) 経過記録の整備

5. 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止に関する職員教育

介護に携わる全ての職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育・訓練（年2回以上）の実施
- (2) 新採用者に対する感染症予防対策の基礎に関する教育・訓練の実施
- (3) その他必要な教育・訓練の実施

6. 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止に関する具体的対策の実施別に感染防止対策マニュアルを定めます。

7. 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも事業所内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上にも公開します。

附 則

1. この指針は、平成19年10月1日より運用する。
2. この改正指針は、令和6年4月1日より運用する。